

4月より「まち協だより」発刊！

会長 安東 英毅

令和3年4月よりセンターだよりの裏面に修多羅校区まちづくり協議会からのお知らせやお願いを「まち協だより」として掲載いたします。

※皆さん、まちづくり協議会がどんな団体か知っていますか？

まちづくり協議会とは、小学校区単位を基本にコミュニティ施設「市民センター」の日常的な管理を北九州市から受託し、地域の活動拠点である市民センターの管理運営に参画しています。

まちづくり協議会の構成団体は、各自治会、社会福祉協議会、民生委員、小中PTA、老人会、高塔児童館母親クラブ、修多羅公民館、駅前交番等です。

「まちづくり協議会」と「市民センター」は、昨年創立20周年を迎えました。

活動としては、地域住民の共通の課題の解決やふれあいのある心豊かな地域社会づくりを行います。

基本理念は「いつまでも住み続けたいまちすたら」を目指します。

ではここで、まちづくり協議会の主な行事をご紹介します。

1. 敬老会の開催 (開催場所：修多羅市民センター)
2. 文化祭の開催 (開催場所：修多羅市民センター)
3. 歩きing大会
4. 夏休みラジオ体操 (久岐の浜公園)
5. 盆踊り大会 (修多羅小学校校庭、雨天 体育館)
6. ちびっ子運動会 (開催場所：修多羅市民センター)
7. グラウンドゴルフ大会 (修多羅小学校校庭、雨天 体育館)
8. ふれあい昼食交流会 (開催場所：修多羅市民センター)
9. パタンク練習・大会 (開催場所：修多羅市民センター)



昨年は、コロナ禍の中、残念ながらひとつの行事(歩きing)しか出来ませんでした。

今年は、新型コロナウイルス感染が終息し、各行事が行われることを願っています。

まちづくり協議会は、自治会が単独では出来ない行事を行っています。

◆日常的な活動

1. 毎月2回 生活安全パトロール実施 (昼間・夜間)
2. 防災部による災害に対する活動(防災だより掲載)(防災訓練)

以上のように、多くの行事や地域に根ざした活動を行っています。

ぜひ、まちづくり協議会を「まち協」と呼んで親しみを感じていただき、今後の行事や活動に対して、ご理解とご協力、ご参加をよろしくお願い申し上げます。



会長 安東 英毅

大事な命を守るために 防災だよりNO. 4

マンションなど自動火災報知設備がある建物を除き、一般住宅において火災に早く気付くための防災機器として“住宅用火災警報器(以下「警報器」)”があります。本市では、条例によって平成21年6月から全ての住宅での設置が義務化されました。皆さんのご自宅は大丈夫でしょうか！これは煙や熱を感知して火災を知らせるもので、寝室として使う部屋と、2階建ての家にある場合は、煙が早く上る階段の2階天井部分にも設置します。



令和元年から過去5年間の本市の火災統計では、火災発生時、警報器の設置がない場合と比べると、設置がある場合は死者数が約8割に減っています。いかに有効であるかがわかります。なお、条例による設置義務から10年が経過しますが、概ね10年が経過した警報器は、電池切れや電子部分が劣化しているおそれもありますので、本体を交換するなど、適切な維持管理をお願いします。さらに有効なものとして、一つが感知すると全ての警報器が鳴る「連動型」や、ご近所さんとの連携協力で、お互いの警報器を鳴らす「無線連動型」の警報器もあります。また、高齢の方など自分での取り付けが難しい場合は、防火対策の支援として、消防職員による本体の取り付け支援を行っています。支援が必要な本人のほか、見守りの役割を担う民生委員やホームヘルパー、遠方にいる家族・親族の方の申請も可能ですので、交換等をご検討の際は、最寄りの消防署までご相談ください。

最後になりますが、火災があった際の“初期段階の適切な行動”についてお伝えします。

初期消火は、「視界と炎の高さ」が目安です。火元が確認できる状況でも、天井に火が燃え移ったら消火を止めてすぐに避難を開始しましょう。避難は、服装や持ち出す物にこだわらず「早く」です。そして、熱せられてなく、空気と視界がまだ残っている床付近を、姿勢を低くして避難してください。一度屋外へ出たら、二度と建物の中には戻らないでください 命に代わるものではありません。



是非とも、日頃からご近所との協力体制をつくっておきましょう。

(7区自治会防災部長・消防士 中尾義浩)

早めに適切な行動を